

旭健推第487号
平成29年12月22日

医療機関の長 様

旭川市保健所長 谷田 光弘
(健康推進課担当)

「感染症法施行規則の一部を改正する省令の施行等について」及び「感染症法第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について」

本市の保健衛生行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、厚生労働省健康局結核感染症課長から「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行等について（施行通知）」及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について（一部改正）」通知がありました。

つきましては、旭川市ホームページ上に関係通知を掲載いたしますので、内容について御了知いただきますようよろしくお願いいたします。

1 感染症法施行規則改正の概要

- (1) 医師が、都道府県知事に対して、患者の氏名、住所等を直ちに届け出なければならない五類感染症として、風しんを定める。（施行規則第4条第3項関係）
- (2) 医師が、都道府県知事に対して、患者の年齢、性別等を7日以内に届け出なければならない五類感染症として、百日咳を定める。（施行規則第4条第4項関係）

2 感染症法第12条第1項及び第24条第2項に基づく届出の基準等の改正の概要

- (1) 「第6 五類感染症」の「百日咳」の項を全数把握疾病の項目に移動し、「(2) 臨床的特徴」, 「(3) 届出基準」及び「(4) 届出のために必要な臨床症状」の表現を適正化するとともに、別記様式5-20に「百日咳発生届」の様式を追加する。
- (2) 「第6 五類感染症」の「風しん」の項における「(2) 臨床的特徴」及び「(4) 届出のために必要な要件」の表現を適正化するとともに、「(3) 届出基準」の届出期限を「直ちに」に変更する、また、別記様式5-21「風しん発生届」の検査方法の表現を適正化する。
- (3) その他所要の改正を行う。

3 掲載ページ

旭川市ホームページ上の、「ホーム> 事業者向け> 健康・福祉・子育て> 医療機関・薬局> お知らせ> 感染症に関する通知 平成29年度」に掲載

<http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/548/iryokikanyakkyoku/osirase/d061974.html>

(連絡先)

健康推進課保健予防係 阿部・渡部
TEL 26-1111 内線 2954・2953
FAX 26-7733